



事故に遭わない、起こさない

問い合わせ 西区 総務課 安心安全係(☎025-264-7120)

4月は新生活で慣れない道を通勤・通学する人が増える時期です。ドライバーも歩行者も改めて交通ルールを確認し、事故に遭わない、起こさないように気を付けてください。

信号のない横断歩道での事故をなくす

横断歩道は歩行者優先

令和3年の一般社団法人日本自動車連盟の調査によると、新潟県の「信号機のない横断歩道」での車両の一時停止率は37.3%と6割以上の車が止まっていません。横断しようとしている人がいるにも関わらず、一時停止しない場合、交通違反になります。必ず守ってください。

横断歩道などで歩行者を優先しなかった場合、**「横断歩行者等妨害等違反」**になります

- 罰則 3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- 反則金 9,000円(普通車の場合)
- 違反点数 2点

横断歩行者の保護はドライバーの義務です!



歩行者は「渡るよサイン」で横断の意思表示

「渡るよサイン」は歩行者がドライバーに横断意思を伝えるためのものです。子どもから高齢者までの全ての人が自分に合った「渡るよサイン」を出し、自ら交通事故に遭わない工夫をしましょう。

渡るよサインとは

- 手を高く上げる
体の小さいお子さんなどは、手を高く上げ、自分を大きく目立たせましょう。
- 胸やお腹の前に手をかざす
「手を高く上げるのは恥ずかしい」という人は、手を胸やお腹の前にかざしてみましょう。
- 顔や体をドライバーに向ける・会釈する
ドライバーを見たり、帽子をとって会釈したりして、渡る意思を伝えましょう。



自転車を安全に利用する

自転車は法律上、「車両」であり、車両としての交通ルールを守る必要があります。ルールを守り、安全運転を実践して交通事故を防止しましょう。

自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

例外として歩道を通行できる場合

- ・道路標識で認められている場合
- ・運転者が13歳未満または70歳以上である場合、身体の不自由な人の場合
- ・車道や交通の状況で、安全上やむを得ないとき

②車道は左側通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

ルールを守らないと罰則も

- 飲酒運転：5年以下の懲役または100万円以下の罰金(酒酔いの場合)
- 夜間の無灯火：5万円以下の罰金
- ながらスマホ、イヤホンの使用：5万円以下の罰金
- 2人乗り、並進：2万円以下の罰金または料料
- 「止まれ」の一時不停止：3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

⑤子どもはヘルメットを着用

子ども自身が乗る時だけでなく、幼児を幼児用シートに乗せる時も、幼児用ヘルメットの着用をお願いします。



自転車保険に加入しましょう

全国的に高額な賠償を負う自転車事故が発生しています。万が一当事者になってしまった場合に備えて、自転車保険などに加入しましょう。

交通安全教室を開催しませんか

西区では、地域の茶の間や老人クラブなど各種団体の集まりに出向いて、交通安全教室を実施しています。開催したい時は、開催希望日のおおむね1カ月前までにご相談ください。

開催日時 月曜～金曜午前10時～午後3時のうち1時間程度

対象 10人以上の団体

内容 交通安全DVD・講話、リラクセス体操、特殊詐欺の防犯講話、ほか
申し込み 電話で問い合わせ先



毎月3と8のつく日に開催 大野町市場 にお越しください

問い合わせ 西区 農政商工課 食と産業振興室
(☎025-264-7630)

こののぼりが
目印です!



江戸時代から続く地域の台所である大野町市場。出店者との会話を楽しみながら買い物をしませんか。旬の野菜やおいしい食べ方の情報も聞けるかも。ぜひお越しください。また、出店者も募集しています。詳しくはお問い合わせください。

開催日 毎月3日、8日、13日、18日、23日、28日

時間 午前6時～午後2時(売り切れ次第終了)

出店店舗 野菜、果物、植木、菓子、衣料品

(季節、天候によって出店数は変わります。)

4月18日～5月28日の市日に苗市開催!

家庭菜園や果樹に興味のある人はぜひお越しください。



○今号掲載の情報は4月11日時点のものです。新型コロナウイルスの感染状況により催し等を中止する場合があります。開催状況はそれぞれの問い合わせ先までご確認ください

○催しに参加する場合は、それぞれで実施される感染対策を確認し、徹底をお願いします